

閲覧用 イメージ

(仮称) 長野市子どもの権利条例骨子案

前文

1 目的

子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者の役割を明らかにし、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すことを目的とする。

2 定義

- (1) この条例において、「子ども」とは、市内に在住し、在学し、若しくは在勤する者の中で、18 歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に養育する者をいう。
- (3) この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者をいう。
- (4) この条例において「育ち学ぶ施設」とは、保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいう。
- (5) この条例において「地域」とは、住民主体の自治組織や、市内において子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体をいう。
- (6) この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

3 基本理念

子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、考慮されるものとする。
- (2) 子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及び成長の程度に応じて、十分に尊重されるものとする。
- (3) 子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないものとする。
- (4) 子どもの命が守られ、安全及び安心な環境のもと、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受ける

ものとする。

- (5) 子どもへの支援は、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携して継続的に行うものとする。

4 市の責務

- (1) 市は、子どもに関する施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生きていくことができるまちの実現に向けた取組を行うものとする。
- (2) 市は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとする。
- (3) 市は、子どもが健やかに成長するよう、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と協力するとともに、その活動を支援するものとする。

5 保護者の役割

- (1) 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、必要な協力を周囲から得ながら、子どもが心身ともに安らかに健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
- (2) 保護者は、子どもの意見を尊重し、自分を大切にする気持ちを育むとともに、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるように努めるものとする。

6 市民の役割

市民は、子どもの権利の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもに関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

-
-
-

(3) 広報・啓発

市は、この条例について、子ども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(4) 財政上の措置

市は、子どもに関する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。